

令和7年度

第33回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和8年3月10日（火曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第3条の許可申請書の取下願について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	和歌山市農業委員会サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第8号	非農地通知について

出席委員（16名）

1番 井口 健

2番 中村 弘

3番 吉中 雅三

4番 曾根 光彦

5番 小方 保寛

7番 谷河 績

8番 藪 利昭

9番 小栗 誠二

10番 森 博克

11番 笠野 喜久雄

12番 山本 茂樹

13番 丸山 勝

14番 高倉 理行

15番 堀 良子

16番 湯川 徳弘

19番 岩橋 章博

欠席委員（2名）

17番 貴志 年伸

18番 藤井 友彦

出席職員

農業委員会事務局

局長 中村 佳照

副課長 藤田 誠一

班長 中居 一樹

技術主査 田中 久美子

主任 田伏 諒

主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第33回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る2月27日、吉中委員、小栗委員、丸山委員、岩橋委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、貴志委員、藤井委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、湯川委員、岩橋委員にお願いいたします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

きます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆田中主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、21件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 13は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理するとのことです。

No. 14は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理するとのことです。

No. 15は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む母親が管理するとのことです。

No. 16は住所が・・・ですが、自身で耕作するとのことです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で4件ありました。

なお、No. 3は、P21議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 11と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第3条の許可申請書の取下願について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、前回総会において生前贈与として3条許可申請があったものの、譲受人の通作距離に疑問があったため、保留となっていました。取り下げ願いがあったものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。

2月9日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 2及びNo. 3は、令和8年2月10日から令和8年5月31日までの一時転用です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で12件ありました。

2月9日付、2月19日付、3月3日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 6及びNo. 10は使用貸借権の設定、No. 7は賃借権の設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 和歌山市農業委員会サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について、説明いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

お配りしております国通知をご覧ください。

地方自治法の改正により、地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針等に係る規定については、令和8年4月1日に施行することとされました。

このことを受け、普通地方公共団体だけではなく、委員会や委員についてもサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとされました。

内容については、お配りしております『和歌山市農業委員会サイバーセキュリティを確保するための方針』をご覧ください。

1は方針の目的について記載しております

す。

2は、適用範囲について記載しており、農業委員、推進委員、事務局職員及び委託先等の関係者が対象となります。

3の定義は、専門の用語の説明等を記載しています。

裏面に移りまして、4は不正アクセス、ウイルス攻撃等の対象となりうる脅威について記載しております。

5は、管理体制をはじめ、実際のセキュリティ対策について記載しております。

1枚めくっていただき、6以降は監査、点検、評価、見直し等について記載しております。

この方針については、令和8年4月1日から和歌山市農業委員会HP上に掲載する予定となっています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆田中主査 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があるため、借り手から証明願が1件ありました。

対象農地の面積は、田のみで786㎡で

す。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No. 1については、P32の議案第7号農用地利用集積等促進計画に対する意見についてのNo. 32と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆田中主査 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で15件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得し

ようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 3は市街化区域、No. 5は市街化区域の持分贈与、No. 6は新規耕作で、隣の人に贈与するもので、耕運機で蔬菜を栽培予定、No. 7は親戚に贈与、No. 8は市街化区域の新規耕作、使用貸借権の設定、耕運機にてサツマイモや大根を栽培予定、No. 9は新規耕作でユーカリを栽培予定、No. 10は市街化区域、No. 11は報告事項農地法第18条第6項の規定による通知についてNo. 3と関連、No. 12は新規耕作で運搬機等を所有しレモン等を栽培予定、No. 13は新規耕作で農機具を当面レンタルし蔬菜等を栽培予定、No. 14は新規耕作で動噴等を導入し柑橘を栽培予定、No. 15は新規耕作の贈与で父所有の農機具を借り蔬菜を栽培予定です。

また、No. 8、12、13、14については現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 8、No. 12、No. 13およびNo. 14について、現地調査並びに事情聴取を行っております。

No. 8及びNo. 14について、吉中委員さん報告願います。

◆3番（吉中 雅三） 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 8の現調について報告します。

先月27日事務局、丸山委員、私の3名

で現調を行いました。

当日、仲介者の・・・と借人である・・・が出席してくれました、

現地確認では申請地は・・・の集落内にあり、公道に面した形状の良い畑でした。

既にトラクターで耕していつでも作付けできる状態でした。

また、用水に使用できる井戸も申請地の中央にありました。

聞き取り調査では、申請理由について借人・・・は20年程前申請地近くに移り住み、自宅敷地内において20坪ほどの家庭菜園を行ってきたそうです。

野菜の栽培を通して作物の生育や土づくりの重要性を実感し、農業に関心と意欲が高まり本格的に農業に参入したく申請に及んだそうです。

また、申請地は自宅近くにあり管理や農作業が容易であるとのことでした。

耕作計画は地元特産であるサツマイモや大根を作付けするそうです。

栽培技術はJAの指導をあおぎ出荷先はJAの直売所に出荷するそうです。

保有農機具は耕運機と管理機で農機具の保管は自宅にスペースがあり、農薬の使用については周辺の耕作者の取り決めに従い農薬を使用する。

また、申請人の・・・は・・・の仕事で自宅で行っており自営業となるため農作業は出来るそうです。

主たる従事者は申請人の・・・で長男と2人で、それぞれ200日農業に従事するそうです。

これで報告は終わりますが、この申請の可否については、現調委員の意見は許可相当と思われましたが委員皆様の慎重な審議

をよろしく申し上げます。

つづいて議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 14の現調について報告します。

先月27日事務局、丸山委員、私の3名で現調を行いました。

当日は・・・が出席してくれました。

No. 14に掲載されている物件を所有者である・・・から・・・が買い受けみかんやレモンを植えるため申請に及んでいるものです。

現地調査では申請地は地目田ですが現況は畑の状態でした。

現地は何も植えていなく保安全管理の状態でした。

また申請地の西側は柿畑で東側はイチジク畑、南側はみかん畑、北側は水路と農道で現地に接続していました。

聞き取り調査では申請人である・・・に申請理由について尋ねると、「私は以前・・・をしていましたが現在は・・・に勤めています。お客様の多くは農業経営者です。失敗談や苦労話を楽しそうに話している様子から耕作の楽しさに興味を湧くようになりました。私はもともと農業に興味があり本格的に農業に参入するため農地をさがしていたところ不動産業者から紹介があり立地場所と値段共に条件が合ったので買受を決めた。」とのこと。

通作距離6km、車で15分、農作業従事日数・・・本人で200日、妻にも手伝ってもらおう。

農薬の使用方法は周辺地域の取り決めを守り耕作し、地域農業者との役割分担を守る。

作付作物はみかんとレモンを申請地の半

分ずつ植える。

農機具は軽自動車、動噴、草刈機を自己資金で買う。

農産物の販売先は直売者・・・へ出荷。

農機具の保管場所は自宅にある。

農業技術の習得は職場の農業に詳しい社員、お客様に指導を仰ぐ。

将来展望は50a ぐらいの経営規模にしたい。

現調委員の意見ですがNo. 14のこの申請は3条申請の許可要件を満たしており許可相当と思われますが委員皆様の慎重な審議をよろしく申し上げます。

以上報告終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

続いて、No. 12及びNo. 13について、丸山委員さん報告願います。

◆13番（丸山 勝） 議案第3号No. 12について説明します

本件は、農地法第3条の所有権移転並びに新規就農の申請があった件で、2月27日に、私と吉中委員それに事務局と共に現地調査を行った後、現地にて譲受人と代理人の・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、令和5年に死亡した被相続人の相続財産清算人が管理する不動産で、議案書では田畑4筆計2,037㎡となっていますが、この他、木造の民家と農業用倉庫が建つ宅地1筆と宅地に隣接する畑1筆があり、相続財産清算人は譲受人にこれら一括購入を売却条件としているところから、譲受人はこれらを一括購入したいとのこと。

申請地は、・・・の近くに宅地があり、この宅地を中心として約200～400m

付近に申請地が点在しています。

申請地の現状は、数年前から耕作放棄地の状態で、宅地の近くに位置する田や畑では、近所の人が見かねて草刈りしていたことで雑草が生え茂っている状態ですが、少し離れた965㎡の畑は雑木林の状態です。重機を入れなければ畑になりにくい状態でした。

譲受人は、以前から農業に興味があり、現在住んでいる住宅でも家庭菜園を行っています。手狭のため、子供たちの遊び場を兼ねた家庭菜園場所を探していたところ、古民家と農地がセットとなった本件申請地が販売されていたので金額的にも手頃なところから、古民家はリフォーム後、古民家カフェとして利用し、隣接する農地137㎡については、今回、別に、5条申請し4台分の駐車場として利用する予定とのことです。

また、購入した農地では、野菜やレモンなどの柑橘類を作り、これを古民家カフェで販売する計画とのことです。

譲受人は夫と共に、・・・を営んでおり、自宅から車で約20分位の距離で・・・の子供を連れ夫と共に農業を行いたいとのことです。

農機具は、古民家に隣接する農業用倉庫に以前の所有者のトラクターなどの農機具一式があり、これらも売買契約の対象となっており使用出来るとの事です。

また、農業については、購入予定地の近くに農業を営んでいる知人がおり、今回の購入に際してもこの知人に色々と相談しており、今後もこの知人に教えてもらうとの事です。

なお、譲受人から、「一括購入のため、

長年、耕作放棄された農地も含まれるため、将来、出来るだけ早く作付け出来る様に励むが、ある程度、日数を要するのでその点ご理解願いたい。」との要望がありました。

譲受人には農業に対する計画性と意欲が認められましたが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

つづいて議案第3号 No. 13について説明します

本件は、農地法第3条の所有権移転並びに新規就農の申請があった件で、2月27日に、私と吉中委員それに事務局と共に現地調査を行った後、譲受人と代理人の行政書士から事情聴取を行いました。

申請地と申請者は議案書のとおりで、申請地は、・・・に位置し、雑草が刈り取られた状態で良好な畑になる現況でした。譲受人は、自分で食べる野菜などは自分で作りたいと思い、これまで、約3坪の貸農園を借りて野菜作りをしていたが、自分の農地を持って色々と野菜作りをしたいと考えて探していたところ、不動産業者から今回の申請地を紹介されたとのことです。

申請地は、自宅から約20分位の場所があり、広さも十分であるところから、不動産屋を通じて譲渡人に話したところ、譲渡人においても、後継者がおらず、・・・と高齢のため、農地を管理するのが困難になってきたので売却したいと快く譲ってくれるようになったとのことです。

譲受人は、現在、・・・に勤めており、その前には、・・・に勤めており、そこで農業の手伝いの経験があるとのことでした。

譲受人は、農機具は草刈り機や噴霧器などは所有しているが、当面はレンタルでトラクターなどの農機具を借り、今後、必要

に応じて購入予定とのことでした。

作付けは、ピーマン、トマト、ナス等と果樹を計画しており、パートをしている妻にも手伝ってもらおうとのことでした。

今後は、地域の農家に相談、確認をしながら耕作する様に指導したところ、その点も、充分、理解しているとの事です。

以上について報告します。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人です。

申請地については、分譲住宅の建設を目的に、・・・で転用許可済でありましたが、当初計画者が・・・したことにより、事業が止まっております。

本申請は、申請地が造成工事の途中で農地に戻すことも困難であったところ、今回承継者が当初の計画どおり転用目的を分譲住宅として事業継承の申請を行うものです。

なお、本申請にあたり、所有権の移転を伴うため、5条の許可申請を行っており、

転用面積が1,000㎡を超えることから、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

また、P25の議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo.3と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） No.1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、小栗委員さん報告願います。

◆9番（小栗 誠二） 議案第4号について報告します。

去る2月27日金曜日、私と岩橋委員、事務局職員と共に現地調査、並びに事情聴取を行いました。

事業計画の変更内容は議案書のとおりです。

申請経過について、当初計画者が・・・、申請地を農地に戻す事も不可能であることから、事業の地位を継承し、当初計画どおり八戸の分譲住宅として販売する計画です。今回の・・・と当初計画者との繋がりはなく、当初計画者の・・・との取引を行います。

中断している事業の進捗状況は、造成に必要な擁壁は既に完成しており、埋立て済みであります。

許可取得後は、全体の雨水排水工事と分譲地個々の汚水・雑排水の排水工事、また県道からの進入路の拡張工事を行い、分譲へと進める計画です。

なお、排水の放流については紀ノ川左岸土地改良区の承諾を得ています。

また、進入路の拡張については関係人の同意を得ており、完成後は幅員6mの公衆用道路として市に移管する計画です。

事業の進捗状況から、土地を元に戻す事は難しく、申請は当初どおりの実施計画である事。

資金調達について、自己資金による対応としており、その資金状況に懸念はありません。

以上の事から、特に問題はないと思いますが皆様の慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内に在住する個人で、高齢により農地の維持管理に苦慮していたところ、土地の有効利用について考慮の末、周辺に小学校やスーパー等があり、利便性の良い当該申請地を長屋住宅に転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

また、本申請において申請者は共有者のうちの1人ですが、もう1人の共有者の同

意書が添付されております。

この案件は一般基準を満たしていると思われま

す。また、No. 1については、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、岩橋委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 2月27日小栗委員、事務局と現地調査並びに事情聴取を実施しました。

申請地は三方を住宅に囲まれ、東側に隣接農地があります。

隣接農地の同意は得ています。

排水は南側の用水路に放流する予定です。

事情聴取には本人、・・・が同席されました。

質問内容として、申請理由を聞きますと・・・となり耕作する事がつらくなってきた事と相続税対策のためとのこと、家族構成は申請地共有名義人の奥さんと2人、申請地を選んだ理由は他に農地を5、6反所有しているが、相続税納税猶予の適用を受けているためこの申請地になった、高齢なのに・・・もの融資に支障がないのか、事業承継者に奥さんと長男を指定しているため融資を受けることができるそうです。

完成予定は令和9年3月予定しているそうです。

以上が聞き取り内容でした。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意

見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当すると思われます。

申請人は、・・・を営む法人で、現在申請地西側の隣接地にて稼働中の工場が老朽化してきたことや事業拡大のために現在の敷地が手狭になってきたことから、既存施設を含めて申請地を工場、倉庫、事務所として転用申請するものです。

なお、賃借権の設定で、開発許可申請中です。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内に在住する個人で、申請地西側の宅地を購入し、古民家カフェとして改装するにあたり、来客用の駐車場が必要となることから、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 3 本件は議案第4号で説明済みのため、省略させていただきます。

これらの案件は一般基準を満たしている

と思われます。なお、No. 2につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、No. 1については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長(谷河 績) No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、小栗委員さん報告願います。

◆9番(小栗 誠二) 議案第6号No. 1について報告します。

去る2月27日金曜日私と岩橋委員、事務局職員と共に現地調査、並びに事情聴取を行いました。

申請地、当事者は議案書のとおりです。

申請経過について、・・・事業の拡大、施設の老朽化に伴い、工場・事務所の建て替えを行う計画です。

転用許可を要する建て替え部分の土地所有者は・・・で・・・を務めており、転用後、自社に貸出す計画です。

この事業計画については、地場産業の振興を見据え、一昨年前から市の所管部署と協議を重ねてきた結果、今回計画の実行に進むもの・・・という事です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請を提出し、造成工事を行う事について、隣接する農地所有者全員(3名)の同意書を徴求しています。

造成工事における擁壁について、農地との隣接面には鉄筋コンクリート擁壁を施工します。

また、排水については、工場の業務に伴

う汚水排水ありません。

建て替え事務所の汚水は合併浄化槽にて処理、雨水は敷地内の会所・集水桝に集水後、それぞれ敷地の西側、北側の里道横水路に排水します。

この事については紀ノ川左岸土地改良区の承諾を得ています。

資金調達について、総事業費は・・・で主に金融機関の融資による調達としています。

この事については金融機関発行の融資予定である証明書を確認しています。

以上の事から、特に問題はないと思えますが皆様の慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

N o . 1 0 を先議とさせていただきます。岩橋委員一時退席をお願いします。

・・・岩橋委員退席・・・

◆田中主査 番外 先議のため議案第7号N o . 1 0 について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、使用貸借権、期間は3年、地目は畑、面積は1, 5 6 3 m²です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号N o . 1 0 について、説明が終わりましたが、この

議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号N o . 1 0 は可決と決定しました。

・・・岩橋委員着席・・・

続いて、N o . 1 0 以外について

◆田中主査 番外 議案第7号N o . 1 0 以外について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が34件ありました。

貸借権が6件、使用貸借権が28件の設定です。

貸借期間は議案書のとおりです。

また、新規の契約はN o . 7 からN o . 3 3 で、新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

それ以外は再契約です。

全体面積は、先議分を含め、田が55, 270 m²、畑が5, 065 m²、総面積が60, 335 m²です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号N o . 1 0 以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号N o . 1 0 以外についても可決と決定しました。

議案第8号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4(3)の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。名草地区毛見で(77件、150筆)を貴志農業委員、南方推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書10件の提出がありました。

面積はすべて畑で26筆7,414.91㎡です。

議案書番号1から10について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

次に、農地法第3条許可にかかる新規耕作者の審査方法の見直しについて、農地問題調査研究小委員会の丸山委員長ご報告をお願いします。

◆13番(丸山 勝) 去る2月10日、農地問題調査研究小委員会を開催しました

ので、結果を報告します。

議題は、「農地法第3条許可にかかる新規耕作者の審査方法の見直しについて」です。

令和5年4月より農地法第3条許可申請において下限面積が撤廃されたことにより、新規の農地取得が増えており、一部目的外使用の案件が見られます。

目的外使用での農地取得を未然に防ぐため、新規耕作者の審査方法について、小委員会において議論いたしました。その結果、農地法第3条申請時に添付する様式について、2点の変更案が挙げられました。

1つ目は、誓約書の中で、「5年以上耕作しない場合にはこの農地を自らまたは売買、賃借による転用はいたしません。」との文言を追記した様式に改正し、心理的ハードルを設ける案です。

2つ目は、耕作計画書の中で、より詳細に農機具の型式やメーカー名、借りる場合はその相手先等の情報を記載してもらう案です。

これらの改正により、目的外使用や安易な農地法第3条許可申請を減らすことができるものと考えております。

なお、本総会で委員の皆様へ承認いただいた後、行政書士会等に周知し、6月総会分を目途に運用開始したいと思います。

◆会長(谷河 績) 丸山委員長からの報告について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番(岩橋 章博) 耕作計画書については、くわしい内容を記入するほうが良いと思います。

◆会長(谷河 績) 新規耕作者に関しては耕作計画書にくわしく内容を記入してい

ただくこととしていきたいと思います。

ほかに何かありませんか。

(なし、との声)

それでは、ご質問がないようございま
すので第33回総会を閉会いたします。

13時55分 閉会